

介護未経験者確保等助成金

1 概要

介護関係業務の未経験者を、雇用保険一般（短時間労働者を除く。）被保険者として雇い入れ、6か月以上定着させた場合に、6か月ごとに第1期、第2期に分けて支給されます。

2 内容

(1) 主な支給の要件

- ・ 介護労働者としての経験がない者を、雇用保険一般被保険者として雇い入れた場合。（介護労働者としての経験がないとは、雇用契約のもとに介護関係業務に従事した経験がないこと。）
- ・ 雇用保険一般被保険者として介護サービスの提供に従事させるために雇い入れ、かつ、助成金の支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる事業主。

(2) 支給の対象となる労働者数

申請事業主の雇用する雇用保険被保険者数の総数に応じて、支給の対象となる労働者数を下記のとおりとします。ただし、2人目以降の雇い入れについては、最初に雇い入れた対象労働者数の第1期支給対象期が満了するまで（6か月間）に雇い入れた場合に対象になります。

雇用保険被保険者数	対象労働者数
300人未満	6人まで
300人以上500人未満	12人まで
500人以上	20人まで

(3) 支給額

対象労働者1人につき6か月間の支給対象期ごとに25万円（介護参入特定労働者は50万円）が支給されます。

※ 介護参入特定労働者・・・雇い入れ時点で25歳以上40歳未満の者であって、過去1年間に雇用保険被保険者でなかった者をいいます。

3 問い合わせ先

上記以外にも要件がありますので、詳しくは秋田労働局職業安定部にお尋ねください。